

ナイトコンテンツ造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ナイトコンテンツ造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は、本県における夜型の観光コンテンツの造成を促進し、県内外の観光客の誘致と滞在時間の拡大による県経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、構成員や従業員等が規則第5条の2各号のいずれかに該当する団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び香川県税等を滞納している団体を除く。

- (1) 県内市町
- (2) 県内地域の観光振興を目的として設立され、運営している市町の観光協会等
- (3) 上記(1)と連携して事業を実施する任意団体
- (4) 県内に事業所を持つ法人もしくは県内に事業所を持つ複数の法人が共同して設立する団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、瀬戸内海やアート、自然、歴史、文化、食など本県の豊かな地域資源を活用した、県内外の観光客が本県の夜の魅力を体験できる事業で、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 開催時間が、日没後の時間帯を含むもの。
- (2) 補助事業を実施する年度内において、開催日数が、延べ6日間以上のもの。
- (3) 補助事業に取り組む目的及びナイトコンテンツの主なターゲット層が明確になっているもの。
- (4) 補助事業終了後の翌年度以降3年間、継続して事業を実施するための計画を策定しているもの。
- (5) 集客を図るための広報や交通アクセスの利便性を確保するための計画を策定しているもの。
- (6) 広く一般の方が参加できる内容、場所等となっているもの。
- (7) 県内・県外の観光客それぞれの集客目標を設定し、その測定の方法を定めているもの。
- (8) 参加者の安全対策を講じているもの。
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないもの。
- (10) 他に国又は県からの補助を受けていない（受ける予定がない）もの。
- (11) 公序良俗に反しないもの。

(実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月28日までとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1以内とし、香川県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金額の上限は、別表1に記載している区分ごとに定めるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものとし、別表2のとおりとする。

(応募申込)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに、応募申込書（様式第1）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業審査等)

第9条 知事は、前条の規定による申込みがあった事業について、ナイトコンテンツ造成支援事業審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金額を内定し、通知する。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請)

第10条 前条の規定による内定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が定める日までに、補助金交付申請書（様式第2）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第11条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容等の変更承認申請)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更の承認申請に当たっては、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に規定する軽微な変更該当する場合を除く。
- 2 前項の知事が定める軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の変更である場合。
 - (2) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の額の増減である場合。
 - 3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第14条の規定による廃止の承認を受

けたときは、その日から15日を経過した日までに、実績報告書（様式第7）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第18条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8）により通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第19条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第9）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第20条 知事は、第14条による承認をしたときは、第11条による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （1）法令、この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - （3）偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
 - （4）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - （5）補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- 3 知事は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第3項の規定を

準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第10)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第18条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度が終了する日から5年間、保存しなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業の完了後、財産台帳を作成し、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第11)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、その取得財産等が取得価格若しくは効用の増加価格が50万円未満の場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による耐用年数を経過した場合には、この限りではない。

3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて、取得財産等を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

第24条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

【補助事業区分等】

区分	内容	補助率	補助上限額
新規事業	補助申請団体として新たに取り組むもの、又は補助申請団体が既に実施している事業内容の大半を見直し、かつ日程を大幅に拡充するもの。	1 / 2 以内	200万円
ブラッシュアップ事業	補助申請団体が既に実施している事業内容について、一部見直したり、新たな内容を追加するもの、又は日程を拡充するもの。	1 / 2 以内	100万円

別表 2 (第 7 条関係)

【補助対象経費】

区分	主な内容
賃金	会場設営、安全確保、受付け等に必要な臨時的に雇用したアルバイト等の賃金
謝金	出演者、通訳等への謝金等
旅費	出演者、通訳等の移動に要する運賃等 ※県の支給基準を上回る場合、減額する場合があります。
消耗品費※1	取得価格が5万円(税込)未満の物品で、事務用品等の消耗品の購入費
印刷製本費	プログラム、チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信・運搬費	郵便代や送料等
広告料	新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等の広告費、案内・広報用の看板費等
保険料	ボランティア保険、イベント開催時の保険料等
委託料	警備等、必要かつ専門性の高い業務に関して外部に委託する経費
使用料・賃借料	会場使用料、マイク等の付帯設備使用料、機材・器具等の借上料、バス借上料等
備品購入費※2	取得価格が5万円(税込)以上の機材等購入費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

※1 「消耗品」とは

一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で、備品の程度にいたらないものをいう。

※2 「備品」とは

その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても、長期間保存を要するものをいう。